

## 日光市こども発達支援センターつばさ園身体拘束等の適正化のための指針

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

日光市こども発達支援センターつばさ園（以下「つばさ園」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束等をしない支援の実施に努めます。

#### （１）身体拘束等禁止の規定

児童福祉法に基づく指定基準省令により「事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と規定されています。

#### （２）緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の３要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がい・特性を理解した上で身体拘束等を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の３つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

- ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

### 2. 身体拘束等適正化検討委員会に関する事項

#### 身体拘束等適正化検討委員会の設置

つばさ園では、身体拘束等の廃止及び適正化に向けて身体拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ①設置目的

- ・身体拘束等適正化のための指針の整備
- ・身体拘束等適正化に関する職員教育の計画、実施
- ・身体拘束等の廃止及び適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討

・報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証

#### ②委員会の構成員

- 1) 園長（児童発達支援管理責任者兼務）
- 2) 主任保育士【身体拘束等適正化担当者】
- 3) 臨床心理士
- 4) 相談支援専門員
- 5) 保育課長
- 6) 第三者委員
- 7) その他必要と認める者

#### ③委員会の開催

・原則年1回開催（必要時は随時開催）

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

### 4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、そのすべての案件を委員会に報告するものとし、この際、園長又は主任保育士が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

### 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

#### ①委員会の開催

委員会において、「1.切迫性 2.非代替性 3.一時性」の3要件のすべてを満たしているかどうかについて評価・確認する。また、当該利用者の家族等と身体的拘束以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。3要件を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束等を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、個別支援計画書に必要事項を記載する。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性とその内容について記載し、本人又は保護者に同意を得る。

#### ③記録

記録様式を用いて、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由その他必要事項を記録する。

身体拘束等に該当する行為とは、「本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為である」と解されるため、座位保持補助具のような体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束等と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者・家族等に身体拘束等廃止への理解と協力を得るため、つばき園内への掲示及び日光市ホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わるすべての職員が以下の点について共通認識をもち、拘束をしない支援に取り組みます。

- ・他の利用者等への影響を考慮して、安易に身体的拘束を行おうとしていないか。
- ・サービス提供の中で、「本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断する」という認識をもっているか。本当に他の方法はないかを検討してから判断しているか。

### 附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。